

◇◇配分金等の確定申告について◇◇長泉町シルバー人材センター◇◇

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの配分金等は、所得税法上では、雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合は確定申告の必要がありますのでご注意ください。

○配分金等の収入だけの場合

年間配分金等の合計が103万円を超える場合

○配分金等の収入の他に年金収入がある場合

①(年間配分金額-必要経費等の控除額55万円)+(公的年金額-公的年金等の控除額A)

＞ ②(基礎控除48万円+扶養控除額C) ※②より①の方が多いと申告が必要

※年金と配分金のみで年金収入が400万以下で、配分金が75万円以下は確定申告が不要です。

(A) 公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)受給者の控除額

65歳未満の人

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額
60万円超～130万円未満	60万円
130万円以上～410万円未満	年金収入×0.75-27.5万円
410万円以上～770万円未満	年金収入×0.85-68.5万円
770万円以上1,000万円未満	年金収入×0.95-145.5万円

65歳以上の人

公的年金等の収入金額	公的年金等の控除額
110万円超～330万円未満	110万円
330万円以上～410万円未満	年金収入×0.75-27.5万円
410万円以上～770万円未満	年金収入×0.85-68.5万円
770万円以上1,000万円未満	年金収入×0.95-145.5万円

(B) 配偶者控除を受けるための所得額(配分金の額)

配分金以外収入が無い場合、年間103万円までは配偶者控除が受けられます。

他に年金収入がある場合以下の金額までの配分金なら配偶者控除が受けられます。

65歳未満 (配分金-55万)+(年金-60万)=48万以下

65歳以上 (配分金-55万)+(年金-110万)=48万以下

※社会保険の扶養家族になれる限度額は概ね130万円になります。

(C) 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

扶養控除額=被扶養者1人当たりの控除額(表③)を扶養人数に乗じた金額

配分金等の収入と年金収入以外に収入がある場合など、詳細については所轄税務署にご相談ください。

区 分		控除額	内 容
控除対象配偶者	一般70歳未満	通常 38万円	配偶者控除(38)
	老人70歳以上	通常 48万円	老人配偶者控除(48)
扶養親族	一般 16～18 23～69歳	通常 38万円	扶養控除(38)
	特定19歳～22歳	通常 63万円	特定扶養控除(63)
	老人70歳以上	一般(通常) 48万円 同居(通常) 58万円	同居老親等以外 同居老親等扶養控除

※16歳未満の年少扶養控除は、税制改正により平成23年度分から廃止されました。

税のQ&A 令和3年からの申告は次のように変更になります。

(65歳以上の例)

Q1 子供の扶養に入っていますが、収入はいくらまでなら大丈夫ですか？

A 65歳以上で、公的年金が、110万円/年以下で、配分金等が（派遣も同様）103万円までなら扶養家族になれます。

※社会保険の扶養家族の対象額はこの額より上になります。

Q2 確定申告をしなければなりませんか？

A Q1の場合は、確定申告は不要です。但し還付申告をする場合は、年間55万円を超えた部分を所得額としてを計上します。

Q3 公的年金が400万円以下ですが、確定申告をしなければなりませんか？

A 年金が400万円以下で、配分金収入（派遣も同様）が75万円以下なら確定申告は不要です。

※但し、保険の満期収入等他の収入がある場合は、ケースバイケースです。

Q4 配分金が75万円以上の場合確定申告は必要ですか？

A 公的年金が110万円以下で、配分金が100万円以下なら所得税住民税とも税額は0円になります。その他、申告が必要になるかどうかは、個々に違いますので、役場か税務署にお尋ねください。

◎あなたの配分金等(給与)と公的年金額を当てはめるとこうなります

但し、65歳以上で公的年金とシルバーの配分金(給与)以外所得が無い場合です。

配分金等	公的年金額		
55万円以下	いくらでも	→	税金の申告は不要です
75万以下	400万以下	→	税金の申告は不要です
		→	還付申告する場合は、配分金-55万円を申告
100万以下	110万以下	→	所得税、住民税も0円で税の扶養控除も受けられます
	400万以下	→	配分金-55万円を申告
103万以下	110万以下	→	税(社会保険)の扶養控除は受けられます
	400万以下	→	配分金-55万円を申告
103万超		→	税の申告が必要です

※公的年金は、国民年金、厚生年金等で生命保険等の年金は含まれません。